

鹿屋市

パートナーシップ宣誓制度

ガイドブック

一人ひとりの人権が尊重され

性の多様性を認め合い

誰もがその個性と能力を発揮して

生涯にわたって安心して暮らせる社会へ



目次

- 1 パートナーシップ宣誓制度とは・・・・・・・・・・2ページ
- 2 宣誓をすることができる方の要件・・・・・・・・・・3ページ
- 3 宣誓手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 4 宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
- 5 受領証等の再交付・返還等について・・・・・・・・8ページ
- 6 都市間相互利用について・・・・・・・・・・・・12ページ
- 7 利用可能な行政サービスについて・・・・・・・・15ページ
- 8 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ
- 9 参考資料（相談窓口）・・・・・・・・・・・・21ページ

《問い合わせ先》

鹿屋市役所 市民課 人権・男女共同参画推進係
〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号
TEL 0994-31-1150
FAX 0994-31-1170
MAIL danjyo@city.kanoya.lg.jp





パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の関係をいいます。

宣誓することにより、市が宣誓の事実を認めるとともに、宣誓書受領証等を交付する制度が「パートナーシップ宣誓制度」です。

鹿屋市では、

- 一人ひとり互いの人権が尊重され、誰もがその個性と能力を
発揮して生き生きと活動できる、安心・安全な社会
- 多様な性のあり方が尊重され、性の多様性に対する偏見や
差別のない社会
- 性的マイノリティの方々の生きづらさを解消できる社会

がより一層推進されるよう、「鹿屋市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

性の在り方は、ひとつではありません。みなさんが多様な性や生き方を尊重し、誰一人として生きづらさを感じることなく笑顔で過ごせる鹿屋市でありたいと考えています。

2

宣誓をすることができる方の要件

宣誓をするには、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 双方が民法に規定する成年（満 18 歳）に達していること
- (2) 少なくともどちらか一方が鹿屋市に住所を有していること
又は本市への転入を予定していること

※転入予定の場合、次の書類の提出が必要です。

- ・ 転入予定の事実が確認できる書類
- ・ 転入後の住民票の写し（宣誓後 14 日以内の転入が必要）

- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む）又はパートナーシップの関係にある者がいないこと
- (4) 双方の関係が近親者等でないこと
※パートナーシップに基づく養子縁組をし、又はしていたことにより近親者等となった場合を除く。

3

宣誓手続きの流れ

宣誓日時 の予約

○宣誓を希望する日の原則7日前（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）までに電話又は予約フォームで予約してください。

○予約時の主な確認事項

- ・ 宣誓希望日時
- ・ 宣誓される方の氏名及びふりがな
※通称名を使用される場合は、通称名も含む
- ・ 生年月日
- ・ 日中連絡が取れる連絡先
- ・ 宣誓者の要件を満たすか否かに係る質問
- ・ 個室希望の有無等

※予約は、宣誓日時が確定した旨を市から回答した時点で成立します。

予約連絡先

鹿屋市役所 市民課 人権・男女共同参画推進係

- ☎0994-31-1150
- 予約フォーム

<https://logoform.jp/f/phDnA>



パートナー
シップ宣誓

○予約が確定した日時に、提出書類及び本人確認書類（本ガイドブック6・7ページ参照）をお持ちの上、お二人揃ってお越しください。

○宣誓場所

鹿屋市役所 本庁6階

市民課 人権・男女共同参画推進係

○市職員の前で、「パートナーシップ宣誓書」に自書し、ご提出いただきます。

※自書できない場合は、代筆が可能です。

代筆は、パートナー以外の方でお願いします。

※特段の事情により、宣誓者及び代筆者が揃って来庁することが難しい場合は、人権・男女共同参画推進係にご相談ください。

○提出書類及び本人確認書類にて、宣誓者の要件や本人確認を行います。

※提出書類等に不備がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

受領証等
の交付

○要件を満たしていることが確認できた場合、以下の書類を交付します。

- ・パートナーシップ宣誓書の写し
- ・パートナーシップ宣誓書受領証（1枚）
- ・パートナーシップ宣誓書受領カード（各自1枚）

※書類等に不備がなければ、原則として即日交付いたしますが、内容確認等のため1時間程度のお時間をいただきます。

4

宣誓に必要な書類

《提出書類》

① パートナースhip 宣誓書

- ※市民課人権・男女共同参画推進係が準備します。
- ※宣誓される日に市職員の面前で記入していただきます。
(自書できない場合は、代筆が可能です。代筆は、パートナー以外の方でお願いします。)

② 住民票の写し

- ※本籍、世帯主の氏名・続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は、省略したものを提出してください。
- ※住民票コードや個人番号が記載された住民票の写しは関係法令上、受け取れません。

【転入予定の場合】

- ・その事実が確認できる書類（転出証明書等）及び宣誓後14日以内に、転入後の住民票の写しの提出が必要です。

③ 婚姻していないことを証明する書類

- ※戸籍を確認するため、戸籍謄本が望ましいです。

【外国籍の方】

- ・大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添付して提出してください。

②③ 共通

- ・一人一通提出してください。
 - ※住民票は、宣誓をするお二人が同一世帯の場合、お二人が記載されたもの一通で構いません。
- ・宣誓日から3か月以内に発行されたものに限りです。

《提示書類（本人確認書類）》

次のうち、いずれかの書類

個人番号カード
(マイナンバーカード)

一般旅券
(パスポート)

運転免許証

官公庁が発行した免許証、許可証、登録証明書等（本人の顔写真が貼付されたもの）

【通称名の使用を希望される方】

- ・日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証等）

5

受領証等の再交付・返還等について

●再交付

来庁日の
予約

○再交付を希望する日の原則7日前（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）までに電話又は予約フォームで予約してください。

○予約時の主な確認事項

- ・来庁予定日時
- ・再発行を申請する書類
- ・再発行される方の氏名及びふりがな
※通称名を使用される場合は、通称名も含む
- ・日中連絡が取れる連絡先
- ・再交付を希望する理由
- ・変更事項の内容（通称名の追加）
- ・個室希望の有無等

○再交付が可能な書類

- ・パートナーシップ宣誓書受領証
- ・パートナーシップ宣誓書受領カード

○再交付が可能な主な理由

- ・受領証等の紛失、毀損、汚損等
- ・氏名の変更や通称名の追加等

受領証等の再交付

○予約された日時に、提出書類及び本人確認書類（本ページ下部参照）をお持ちの上、再交付を申請された方がお越しください。

○再交付場所

鹿屋市役所 6階

市民課 人権・男女共同参画推進係

○市職員の前で、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」に自書し、提出していただきます。

※自書できない場合は、代筆が可能です。

代筆は、パートナー以外の方でお願いします。

○提出書類及び本人確認書類にて、本人確認等を行います。

《提出書類》

①パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

※人権・男女共同参画推進係が準備します。

②交付済みの受領証等

※紛失以外の理由の場合は、交付済みの受領証等は返還していただきます。

※受領証等の再交付後、紛失した受領証等を発見した際は、速やかに返還してください。

③変更内容が分かる書類

※氏名等の変更に係る再交付においてのみ必要です。

《提示書類（本人確認書類）》

※本ガイドブックの7ページと同様。

●返還

次のいずれかに該当するときは、受領証等の返還が必要です。

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 双方が市外に転出したとき
※都市間相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合は除きます。(本ガイドブック 11 ページ参照)
- (4) 「2 宣誓をすることができる方の要件」の(3)、(4)の要件に該当しなくなったとき(本ガイドブック 3 ページ参照)

受領証等 の返還

○提出書類及び本人確認書類(本ページ下部参照)をお持ちの上、お二人揃ってお越しください。
※一方が死亡した場合等、二人揃って来庁することが不可能な場合を除く。

○返還場所

鹿屋市役所 6階

市民課 人権・男女共同参画推進係(個室)

※不在の場合は1階市民課をお尋ねください。

○市職員の前で、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」に自書し、ご提出いただきます。

※自書できない場合は、代筆が可能です。

代筆はパートナー以外の方でお願いします。

○提出書類及び本人確認書類にて、本人確認等を行います。

《提出書類》

①パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

※人権・男女共同参画推進係が準備します。

②交付済みの受領証等

※紛失以外の理由の場合は、交付済みの受領証等は返還していただきます。

《提示書類（本人確認書類）》

※本ガイドブックの7ページと同様。

●無効

次のいずれかに該当するときは、受領証等の返還が必要です。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないとき
- (2) 「2 宣誓をすることができる方の要件」の(2)～(4)の要件に該当しなくなったとき（本ガイドブック3ページ参照）

※宣誓を無効としたときは、交付した受領証等は返還していただきます。

6

都市間相互利用について

鹿屋市とパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体が協定を締結することで、宣誓者が両自治体間で住所の異動をする際に、簡易な手続きのみで、引き続き受領証等を使用することができる制度です。

《鹿屋市と協定を締結している自治体（予定）》

○鹿児島市 ○日置市 ○出水市 ○指宿市 ○志布志市

※一部の自治体で、手続きが異なります。

都市間相互利用の流れ（転出）

鹿屋市から協定を締結している自治体への転出の場合

- ①宣誓者がパートナーシップ宣誓書受領証等
継続使用申請書を鹿屋市に提出
- 鹿屋市から転出先の自治体に情報提供
- 宣誓者は転出後も鹿屋市の受領証等を使用可

参考

鹿屋市から協定を締結していない
パートナーシップ宣誓制度導入
自治体への転出の場合

- ①返還届を鹿屋市に提出
- ②転出先自治体にて新たに宣誓

鹿屋市からパートナーシップ
宣誓制度を導入していない
自治体への転出の場合

- ①返還届を鹿屋市に提出
- ※転出先自治体では宣誓不可

受領証等の 継続申請

○「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」に記入し、ご提出いただきます。

○本人確認書類にて、本人確認等を行います。

＜提出書類＞

①パートナーシップ宣誓書受領証等継続申請申請書

※人権・男女共同参画推進係が準備します。

＜提示書類（本人確認書類）＞

②交付済みの受領証等

③本ガイドブックの7ページと同様のもの

＜転出後の手続き等＞

【受領証等】

鹿屋市が交付したものを、継続して転出先自治体で使用可能です。
※鹿屋市にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出している方に限ります。

【返還】

以下に該当する場合は、返還届に受領証等を添えて、鹿屋市に返還していただきます。

- ・返還すべき事由（本ガイドブック10ページ参照）の（1）、（2）、（4）に該当する場合
- ・転出先の自治体から、鹿屋市と協定を締結していない自治体に転出する場合

【再交付】

鹿屋市に申請してください。

手続きは、本ガイドブック8、9ページと同様です。

都市間相互利用の流れ（転入）

協定を締結している自治体
から鹿屋市への転入の場合

- ① 宣誓者がパートナーシップ宣誓書受領証等
継続使用申請書を転入前自治体に提出
- 転入前自治体から鹿屋市に情報提供
- 宣誓者は転入後も転入前自治体の受領証等を使用可

参考

協定を締結していないパートナー
シップ宣誓制度導入自治体から
鹿屋市への転入の場合

- ① 返還届を転入前自治体に提出
- ② 鹿屋市にて新たに宣誓

《転入後の手続き等》

【受領証等】

転入前自治体が交付したものを、継続して鹿屋市で使用可能です。
※転入前自治体にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出している方に限ります。

【無効】

以下に該当することになった場合は、鹿屋市で受領証等を継続して使用できなくなります。

- ・ 返還すべき事由（本ガイドブック 10 ページ参照）の（１）、（２）、（４）に該当する場合
- ・ 鹿屋市から、受領証等の交付を受けた自治体と協定を締結していない自治体に転出する場合



利用可能な行政サービスについて

令和6年10月1日現在

市営住宅の入居申込み

パートナーと同居での入居申し込みが可能になります。

※申請時に、受領証等の提示が必要です。

【お問い合わせ先】

鹿屋市役所建築住宅課

☎0994-31-1129

- ※ 上記サービスは、パートナーシップ宣誓制度導入により、「パートナー」となられた方が新たに利用可能になるものです。
パートナーシップ宣誓の有無に関わらず、「同居人」「生計を同一にする者」等であれば利用可能なサービスや、「委任状」により本人以外が申請可能なサービス等もありますので、必要に応じて担当課にご相談ください。
- ※ 今後、利用できる行政サービスを増やしていくとともに、随時お知らせしていきます。



よくある質問

パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか？

婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき、性的マイノリティのカップルを婚姻に相当する関係と公認する制度ではありますが、法律上の効果は発生しません。

鹿屋市民でないと宣誓できませんか？

少なくとも一方が、鹿屋市に住所を有している又は鹿屋市内へ転入を予定していれば宣誓できます。

ただし、転入予定の場合は、宣誓時に転入予定であることが確認できる書類の提出と、宣誓後 14 日以内に、転入後の住民票の写しの提出が必要です。

同居していないと宣誓できませんか？

同居していなくても宣誓できます。

少なくとも一方が鹿屋市に住所を有することを宣誓の要件としていますので、同居は必ずしも必要な要件となっておりません。

ただし、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

宣誓は、同性カップルしかできませんか。

異性カップルでも宣誓できます。

性的マイノリティの方であれば異性間のカップルであっても、要件を満たしていれば宣誓することができます。



事実婚のカップルでも宣誓できますか？

宣誓することはできません。

事実婚については、住民票で夫（妻）（未届）と記載できたり、法律婚と同等の取扱いをされる制度や権利等があったりと、性的マイノリティの方のおかれている状況等とは異なるものと考え、本制度の対象に含めていません。



代理や郵送での宣誓はできますか？

代理や郵送での宣誓はできません。

宣誓されるお二人が揃って窓口にお越しください。職員の前で、本人確認の上、宣誓する必要があります。

ただし、自書が困難な場合は、宣誓されるお二人が揃った上で、パートナー以外で代筆者を立てることができます。

※特段の事情により、宣誓者及び代筆者が揃って来庁することが難しい場合は、人権・男女共同参画推進係にご相談ください。



外国籍の場合も宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓できます。

外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることが確認できる書類に、日本語訳を添付して提出していただく必要があります。



宣誓に費用はかかりますか？

宣誓に費用はかかりません。

ただし、宣誓時にご提出いただく必要書類の交付手数料等は自己負担とします。



通称名は使用できますか？

通称名は、使用することができます。

通称名の使用を希望される場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証等）を宣誓時に提示してください。

通称名を使用した場合、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」の裏面に戸籍上の氏名を記載します。



事前予約なしでの対応はできますか？

事前予約なしでは対応できません。

必要書類の準備に時間を要したり、業務の都合により対応できないことがありますので、必ず事前予約をお願いします。



総合支所でも宣誓できますか？

総合支所では宣誓できません。

パートナーシップ宣誓制度の窓口は、市役所本庁6階の市民課人権・男女共同参画推進係です。



制度利用にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓は、市役所6階にある人権・男女共同参画推進係（個室、職員3人のみ入室）で行います。必要に応じて、別室の準備も可能です。

また、提出いただく必要書類や記載されている内容等の個人情報等については、本人の同意なく外部に情報提供することはありません。

受領証等は宣誓の日に交付されますか？

書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、内容確認等のため1時間程度お時間をいただきます。

受領証等にはどのような効果や使い道がありますか？

受領証等は、権利の発生や義務を生じるようなものではなく、法的な効力はありませんが、既に民間事業者で実施されているサービスを受ける場合等に活用できることがあります。

なお、鹿屋市役所で受けられる行政サービス（本ガイドブック12ページ参照）の申請時に、受領証等の提示が求められることがあります。

鹿屋市内での住所変更は届出を行う必要がありますか？

鹿屋市内間の転居の場合は、パートナーシップ宣誓制度に伴う届出の必要はありません。

市外に転出する場合はどうすればいいですか？

《都市間相互利用に関する協定を締結している自治体への転出》

鹿屋市にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書を提出することで、転出先でも引き続き鹿屋市が交付した受領証等を使用することができます。

ただし、一部の自治体で手続きが異なりますので、詳しくは人権・男女共同参画推進係にお問い合わせください。

《その他自治体への転出》

交付した受領証等を鹿屋市に返還していただきます。

《一方が転出し、もう一方が鹿屋市に住所を有する場合》

宣誓の要件が、少なくとも一方が鹿屋市に住所を有していることなので、引き続き鹿屋市で受領証等をお使いいただけます。



パートナーと関係を解消した場合はどうすればいいですか？

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出し、受領証等を返還していただきます。

また、本ガイドブック9ページ下部のいずれかに該当する場合も、返還が必要です。

9

参考資料（相談窓口）

相談窓口の案内

人権問題全般

みんなの人権110番
☎ 0570-003-110
平日 8:30～17:15

鹿児島地方務局鹿屋支局
☎ 0994-43-6790
平日 8:30～17:15

**インターネット
人権相談
受付窓口** 24時間
365日 

子どもに関する人権

**こどもの人権
110番**
☎ 0120-007-110
平日 8:30～17:15

**LINE
じんけん
相談** 
平日 8:30～17:15

**鹿児島県
大隅児童相談所**
☎ 0994-
43-7011

**鹿屋市こども
家庭センター**
☎ 0994-
35-1061
平日 8:30～17:15

女性に関する人権

女性の人権ホットライン
☎ 0570-070-810
平日 8:30～17:15

**鹿屋市配偶者暴力相談
支援センター**
☎ 0994-31-1171
平日 8:30～17:00



高齢者に関する人権

鹿屋市高齢福祉課
☎ 0994-31-1116

**鹿屋市地域包括
支援センター**
☎ 0994-45-6969

障がい者に関する人権

発達障害者支援センター
☎ 099-264-3720
平日 8:30～17:00

障害者権利擁護センター
☎ 099-286-5110
平日 8:30～17:15

障がい者くらし安心相談窓口
☎ 0994-52-2108
平日 9:00～16:00

外国人に関する人権

外国語人権相談ダイヤル
☎ 0570-090911
平日 9:00～17:00

鹿児島県外国人総合相談窓口
☎ 070-7662-4541

ハンセン病問題に関する人権

鹿児島県健康増進課
☎ 099-286-2720

鹿屋市健康増進課
☎ 0994-41-2110

拉致問題に関する人権

鹿屋市福祉政策課
☎ 0994-31-1113

犯罪被害者に関する人権

**かこしま犯罪被害者
支援センター**
☎ 099-226-8341

**鹿児島県犯罪被害者等
支援総合窓口**
☎ 099-286-2523



性的マイノリティに関する人権

**鹿児島県男女共同
参画センター相談室**
☎ 099-221-6630、6631

**鹿児島県
精神保健福祉センター**
☎ 099-218-4755

よりそいホットライン
☎ 0120-279-338
ガイダンスが流れたら、「4」を押してください。